

保健だより 4月

令和 8 年 4 月

1 年生の皆さん、入学おめでとうございます。2 年生以上の皆さん進級おめでとうございます。4 月の別名は「卯月（うづき）」。草木が芽吹き、生命の循環が始まる時期だから「初月（ういつき）」、田畑に苗を植え始める頃をあらわす「植月（うえつき）」…と、語源にはいろいろな説があります。いずれにしても新学期のスタートにはぴったりだと思いませんか？ぜひ、自分なりの目標を設定し、いろいろなことに挑戦してください。そのために、心と体の健康を整え、自分の健康は自分で管理できるよう心がけましょう。

愛媛県立新居浜西高等学校 保健委員会

配付物がたくさんあります

忘れ物に注意

しっかり受けよう！

健康診断

身だしなみは大丈夫？

あいさつも忘れずに

	月	火	水	木	金
4月	20日	21日	22日	23日	24日
		内科検診 301・303			内科検診 302・304 歯科検診①
	27日	28日	29日	30日	
	尿検査	尿検査 心電図検査 (1年生)			
5月					1日
					内科検診 305・307
	18日	19日	20日	21日	22日
	結核検診 (1年生)	尿二次検査 内科検診 107・102	歯科検診② 眼科検診	内科検診 105・106	内科検診 101・103
	25日	26日	27日	28日	29日
6月		内科検診 104・306	歯科検診③	内科検診 201	内科検診 204・206
	1日	2日	3日	4日	
				内科検診 205・207	
		9日	10日	11日	12日
		内科検診 202・203 歯科検診④			尿検査最終

☆保健室から☆

新しい環境に慣れるまで、どうしても疲れやストレスを感じてしまうと思います。あなただけではないのですが、他の人は大丈夫で自分だけがなじめていないのでは、と思ってしまうかもしれません。思ったことや感じたことを周囲の人に話してみましょう。同じ気持ちを抱えている人も多はず。困ったことがあれば自分一人で悩まずに先生、家族、友人に伝えてください。

AED と担架の場所

もしもの時のために、覚えておいてください。

AED ★全日職員室前 ★保健室前 ★体育館の南壁

★第2グラウンドのトイレの横

担架 ★本館2、3、4階の東側手洗い場前

★定時職員室前 ★保健室前 ★体育館北側壁

★第1教棟4階東・西階段前 ★体育館南側壁×2

★クラブハウス ★ハンドボールコートベンチ

★弓道場近くの体育倉庫内

校内にたくさんの担架があります。何個見つけられるかな？
校内を散策しつつ、担架を見つけてみてください。

悩み相談なら☆教育相談室☆あります。



話すだけで気持ちが落ち着き、心が軽くなること
があります。スクールカウンセラーと話してみませ
んか。生徒も保護者も利用できます。

<日にち> 4月16日(木)・24日(金)・30日(木)

基本的には木曜日ですがたまに変わることがあり
ります。

<時 間> 14:00～18:00

<場 所> 教育相談室 (本館4階東)

<電 話> 0897-37-2735 (※学校に電話して予約できます)

※スクールソーシャルワーカー (SSW) 張先生に相談したい人
は、保健室又は石川雄幸先生まで申し出てください。

保健室利用の心得 ～ルールを守って！～

室内では静かに

入室時には一言あいさつを

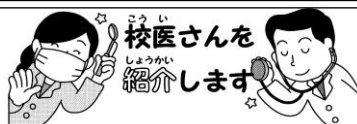
OK!

失礼します

備品の使用・持ち出しは許可を得る

休養は原則1時

保健室での休養は短時間で



皆さんの健康診断はもちろん、普
段の病気やケガの治療でもお世話に
なれることがあると思います。

西高生の健康をいつも気にかけてくれています。とても頼りにな
る先生方です。

【内科校医】 永易 大典 先生：ながやす整形外科クリニック

【眼科校医】 黒光 正三 先生：くろみつ眼科

【歯科校医】 藺田 弘 先生：そのだ歯科クリニック

【学校薬剤師】 横山 克子 先生：フロンティア薬局

知っておこう 災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」とは、みなさんが学校での生活・活動の中でけがなどをした際、
独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定時間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他 (学校外で授業が行われるとき、集合・解散場所への合理的な経路など)



給付対象となる「災害」の範囲



- ①負傷…捻挫、骨折、虫刺され、火傷など
- ②疾病…食中毒、脳しんとう、熱中症など
- ③障害…負傷や疾患が治り、後遺症が残った場合
- ④死亡…学校の管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡・突然死

負傷・疾病では、原則的に初診から治療までの間の医療費総額が5,000円以上 (健康保
険証を使った際の本人負担分が1,500円以上) の場合に給付対象となります。なお、申請
の際には受診した医療機関で受けた証明が必要です。保護者の方には別途お知らせして
いますが、みなさんもぜひ、こうした制度があることを知っておいてください。